

香陵公園周辺整備 P F I 事業  
基本協定書（案）

平成 31 年 4 月 8 日

沼津市

# 香陵公園周辺整備PFI事業 基本協定書（案）

香陵公園周辺整備PFI事業（以下「本件事業」という。）に関して、沼津市（以下「市」という。）と落札者の代表企業●●、構成員●●、構成員●●との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「市」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (2) 「事業契約」とは、本件事業の実施に関し、市とPFI事業者との間で締結される香陵公園周辺整備PFI事業に係る契約をいう。
- (3) 「事業期間」とは、事業契約の締結日から2038年3月31日までの期間をいう。ただし、事業契約が解除された場合又は事業契約第89条の規定により事業契約が終了した場合は、事業契約締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (4) 「PFI事業者」とは、本件事業を遂行することを目的として落札者によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として設立する新会社をいう。
- (5) 「代表企業」とは、落札者を代表する企業をいう。
- (6) 「提案書類」とは、落札者が本件事業に係る総合評価一般競争入札手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (7) 「提示条件」とは、本件事業を実施する事業者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- (8) 「入札説明書」とは、本件事業の総合評価一般競争入札による民間事業者の選定に関し2019年4月8日に公表され、●年●月●日に変更された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料から、要求水準書を除いたものをいう。
- (9) 「本協定」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (10) 「本件事業」とは、本協定の冒頭にて定義する意味を有する。
- (11) 「落札者」とは、本件事業に関して実施された総合評価一般競争入札による民間事業者の選定において落札者と決定された複数の企業によって構成されたグループをいう。

## 第2条（趣旨）

本協定は、市が、本件事業に関して総合評価一般競争入札により落札者を決定したことを確認し、PFI事業者と市との間の事業契約の締結に向けて、市及び落札者の双方の協力について定めることを目的とする。

## 第3条（市及び落札者の義務）

- 1 市及び落札者は、市とPFI事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。
- 2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、市に対し提案書類を作成したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本件事業の選定手続に係る検討委員会及び市の要望事項を尊重する。

#### 第4条（株式の譲渡等）

- 1 落札者は、その保有する PFI 事業者の株式を第三者に対して譲渡し、担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得なければならない。
- 2 落札者は、前項に従い市の承諾を得て PFI 事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに市に提出する。

#### 第5条（業務の委託又は請負）

- 1 落札者は、PFI 事業者をして、統括管理業務を●●に、設計に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、建設に係る業務を●●に、開業準備に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●に、自由提案事業に係る業務を●●に、自由提案施設事業に係る業務を●●にそれぞれ委託し、又は請け負わせる。
- 2 落札者は、平成●年●月●日までに、前項に定める統括管理、設計、工事監理、建設、開業準備、維持管理、運営、自由提案事業及び自由提案施設事業の各業務を受託する者又は請け負う者と PFI 事業者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後その原本証明付き写しを市に提出する。
- 3 第1項の規定により PFI 事業者から設計、工事監理、建設、開業準備、維持管理、運営、自由提案事業及び自由提案施設事業に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。落札者は、これらの業務を受託し又は請け負った者をして、当該業務を誠実に行わせる。

#### 第6条（事業契約）

- 1 市及び落札者は、事業契約を、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて●年●月●日を目処として、市と PFI 事業者間で仮契約として締結せしめるべく最大限努力する。
- 2 市は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、落札者から説明を求められた場合、入札説明書において示された本件事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 市及び落札者は、事業契約締結後も本件事業の遂行のために協力する。
- 4 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、本件事業の選定に関し落札者の代表企業又は構成員に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は事業契約を締結しない。
  - (1) 代表企業又は構成員のいずれかが、事業契約に関して、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は代表企業若しくは構成員が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。ただし、当該納付命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が代表企業若しくは構成員又は代表企業若しくは構成員が構成事業者である事業者団体（以下本条において「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取

消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が代表企業又は構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。ただし、納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合にはこの限りではない。
  - (4) 代表企業又は構成員のいずれかの役員又は使用人について、事業契約に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき、代表企業若しくは構成員のいずれかの者又はそれらのいずれかの者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 代表企業又は構成員のいずれかの役員又は使用人について、沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることが判明したとき。
  - (6) 静岡県暴力団排除条例（平成 23 年 8 月 1 日静岡県条例第 25 号）第 15 条又は第 16 条に違反している事実がある者であることが判明したとき。
- 5 事業契約の締結までに、代表企業又は構成員のいずれかが、入札説明書において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は事業契約を締結しないことができる。

## 第 7 条（PFI 事業者の設立）

- 1 落札者は、●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い、本件事業の遂行を目的とする PFI 事業者を設立し、設立登記の完了後速やかに、設立時の取締役、監査役及び会計監査人を、PFI 事業者から市に通知させ、その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）がなされた場合も同様とする。なお、落札者は、PFI 事業者の設立登記の完了後速やかに、PFI 事業者の定款を PFI 事業者から市に提出させ、その後、定款を変更した場合も同様とする。
  - (1) PFI 事業者は、沼津市内を本店所在地とする会社法に定める株式会社とする。
  - (2) PFI 事業者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
  - (3) PFI 事業者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - (4) PFI 事業者の定款の目的には、本件事業に関連のある事業のみを記載する。
  - (5) PFI 事業者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、PFI 事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。ただし、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び会社法第 140 条第 5 項ただし書に定める事項については、PFI 事業者の定款に定めてはならない。
  - (6) PFI 事業者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
  - (7) PFI 事業者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款において定めてはならない。

- (8) PFI 事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、PFI 事業者の定款に会社法第 204 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - (9) PFI 事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、PFI 事業者の定款に会社法第 243 条第 2 項ただし書にある別段の定めを定めてはならない。
  - (10) PFI 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
  - (11) PFI 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
- 2 前項の場合、落札者の代表企業、建設業務を統括する企業及び運營業務を統括する企業は必ず PFI 事業者に出資し、設立時における落札者の代表企業及び構成員の出資比率（ただし、代表企業の出資比率は PFI 事業者に対する全出資者中最大とする。）の合計は 50% 超とし、事業契約期間中、落札者は第 4 条の場合を除き、PFI 事業者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。落札者は、事業契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、PFI 事業者に対する出資比率を変更することはできない。
  - 3 落札者は、PFI 事業者の設立後速やかに、落札者の持株数を市に報告し、PFI 事業者の株主名簿を市に提出する。

#### 第 8 条（事業期間中のその他の義務）

落札者は、PFI 事業者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。

- (1) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、会社法第 743 条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、他の株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
- (4) PFI 事業者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。
- (5) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (6) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換又は会社法第 772 条に定める株式移転を行わないこと。
- (7) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。
- (8) PFI 事業者は、事業期間が終了するまで、本店所在地を沼津市外に移転しないこと。

#### 第 9 条（準備行為）

- 1 PFI 事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、落札者は本件事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で自己の費用で当該準備行為に協力する。
- 2 落札者は、当該準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業契約締結後、PFI 事業者速やかに引き継ぐ。

#### 第 10 条（事業契約頓挫の場合における処理）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者

が本件事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

#### 第 11 条（秘密保持）

市及び落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと、及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

#### 第 12 条（本協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間が終了する日までとする。

#### 第 13 条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は静岡地方裁判所とする。

#### 第 14 条（定めのない事項）

本協定に定めのない事項については、市及び落札者が別途協議して定める。

（以下余白）

以上を証するため、本協定を●通作成し、市及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

●年●月●日

市

落札者

(構成員) (代表企業)

(構成員)

(構成員)